

## 平成24年度公正取引委員会調達改善計画（上半期）の自己評価（概要）

平成24年10月29日  
公正取引委員会

### 1 庁費類の調達の見直し

- 法務省と実施している共同調達について、平成24年度からその対象案件にクリーニング業務を加え、上半期に共同調達6件（単価契約）を実施し、次の3件については、目標が達成された。
  - ・ クリーニング業務（目標：調達費用10%削減）  
前年度実績と比較可能な商品については、契約単価を22.5%から52.5%削減
  - ・ 荷物の集荷配送業務（目標：調達費用5%削減）  
契約単価を対前年度比で平均23.3%削減
  - ・ 衛生消耗品（目標：調達費用5%削減）  
トイレットペーパーの契約単価を対前年度比で約6.3%削減

なお、次の3件については、目標が達成されなかったが、下半期に使用量の厳格なチェックを実施するなどして、支出額の削減を図る。

  - ・ ガソリン（目標：調達費用5%削減）  
当初契約では契約単価が対前年度比で約5%増加  
その後、7月に契約単価の変更契約を締結し、対前年度比で約5%削減  
また、市価の著しい変動があった場合は、契約書の条項に基づき、契約単価の変更について協議を行う。
  - ・ コピー用紙（目標：調達費用5%削減）  
契約単価が、前年度実績とほぼ同額  
しかし、共同調達を実施する以前の平成22年度と比較すると契約単価が削減されており、スケールメリットの効果は期待できる。
  - ・ プリンタートナー（目標：調達費用5%削減）  
契約単価が、前年度実績と同額  
下半期は、使用量の厳格なチェックを実施し、支出額の削減に努める。

- 定期刊行物、新聞及び雑誌（目標：調達部数30%削減）については、地方事務所及び支所を含め公正取引委員会全体で必要部数を精査し、購入部数を対前年度比30%の削減が図られ、目標が達成された。
- 「ネットワーク用拠点回線等3件」（目標：調達費用30%削減、調達事務の効率化）については、一般競争入札を実施し、国庫債務負担行為を活用した複数

年度契約を締結することにより、契約総額を対前年度比で平均34.5%の削減が図られ、目標が達成された。

## 2 随意契約の見直し

- 調達改善計画において一般競争入札へ移行することとされていた「審判における速記業務」について、一般競争入札を実施し、契約単価を対前年度比15.0%の削減が図られた。

## 3 その他公共サービス改革プログラムで提言された取組

- 平成22年度から出張パック商品の利用、チケット手配等を民間業者に委託しているところ、平成24年度においては、出張の用務の終了時刻が事前に想定できない用務に従事する場合等を除き、原則、出張パック商品を利用する旨を職員に周知し、出張パック商品の利用促進を実施した。

## 4 評価・検証体制

- 公正取引委員会に官房総務課会計室長をリーダーとする「調達改善実務担当チーム」を設置し、平成24年6月1日に同グループの会合を開催し、実務者の意見交換を行った。
- 平成24年5月10日に契約監視委員会を開催し、調達改善計画の取組内容を説明し了解を得た。また、上半期に取り組むこととしていた共同調達の入札等が終了したことから、平成24年6月20日に契約監視委員会を開催し、上半期の取組状況を報告し、上半期の取組に対する指導、助言を求めた。

平成24年度公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価の結果の報告  
(評価対象期間:平成24年4月1日～9月30日)

平成24年10月29日  
公正取引委員会

①計画に盛り込まれた事項	②上半期に実施した具体的取組	取組 区分	③左記取組の効果	④目標の達成状況及び左記取組に際し明らかとなった課題等	目標の 達成状況	⑤②～④を踏まえた下半期の対応方針
1 庁費類の調達の見直し クリーニング業務については、平成24年度から法務省と協同調達を実施(調達費用を10%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	4 (2)	一般競争入札により法務省と共同調達を実施し、平成23年度実績と比較可能な白衣については1枚当たり210円(52.5%)、ペットカバーについては1枚当たり90円(22.5%)など、契約単価の削減が図られた。	-	○	-
荷物の集荷・配送業務については、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	4 (2)	平成23年度の契約単価と比べて、平均23.3%の削減が図られた。	-	○	-
ガソリンについては、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。 また、原油価格が契約締結時よりも下落したことから、7月に契約単価の変更契約書を締結した。	4 (2)	原油価格が高騰したため、当初契約では削減が図られなかった。しかし、変更契約後、対前年度比で、ハイオクについては7円(約4.5%)、レギュラーガソリンに7円(約4.8%)の削減が図られた。	ガソリン価格は、国際市場における原油価格の変動に伴い、直接的にその卸売価格に影響を受けやすい特質を有していることから、市況の変動に応じて協議を行う必要がある。	-	市価の著しい変動(高騰又は下落)があった場合は、契約書の条項に基づき、契約単価の変更に ついて協議を行う。
衛生消耗品については、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	4 (2)	平成23年度の契約単価と比べて、トイレットペーパーについては、1個当たり2.5円(約6.3%)の削減が図られた。		○	
電気設備消耗品(蛍光灯等)については、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	10月以降、法務省と共同調達予定。	4 (2)	-	-	-	-
コピー用紙については、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	4 (2)	平成23年度実績と比較するとほぼ同額の契約単価であり、削減が図られなかった。しかし、共同調達以前の平成22年度のA4判1箱当たりの購入単価と比較すると、562円(約33.5%)の削減が図られており、スケールメリットの効果は期待できる。	平成23年度に製紙メーカーによる用紙類の価格改定が行われたことから、契約単価の削減が図られなかったものと思料される。	-	使用数量の厳格なチェックを実施し、支出額の削減を図る。
プリンターナーについては、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	4 (2)	平成23年度の契約単価と同額であり、削減が図られなかった。	法務省とプリンターの統一化を図ることにより、スケールメリットによる削減が期待できるものと思料されるが、使用するプリンターの更新年度の相違及びプリンターの調達を各組織で実施されているため、プリンターナーの品目の統一は困難であると思料される。	-	使用数量の厳格なチェックを実施し、支出額の削減を図る。
定期刊行物、新聞及び雑誌については、購入部数の見直しを実施(調達部数を30%削減)	本局だけでなく、地方事務所・支所を含め、購入部数の見直しを実施した。	4 (5)	平成23年度実績と比べて、購入部数を30%削減した。		○	
ネットワーク用拠点回線等については、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を活用(調達費用を30%削減、調達事務の効率化)	今年度調達するネットワーク用拠点回線等について、一般競争入札を実施し、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を3件締結した。	5 (3)	契約締結した3件の契約金額は、平成23年度実績と比べて合計6,574千円(約34.5%)の削減が図られた。		○	

2 随意契約の見直し 審判における速記業務については、一般競争入札に移行	随意契約から一般競争入札に移行し、単価契約を締結した。	2 (1)	平成23年度の契約単価と比べて、2,990円(約15%)の削減が図られた。	-	○	-
3 その他公共サービス改革プログラムで提言された取組 出張パック商品の活用し、旅費を効率的に執行	引き続き、出張パック商品の利用、チケット手配等を民間業者に委託した。また、出張の用務の終了時刻が事前に想定できる用務に従事する場合等を除き、原則、出張パック商品を利用する旨を職員に周知し、出張パック商品の利用促進を実施した。	5 (7)	パック商品の利用金額は、前年同期比で約794千円(約82.1%)向上した。	-	○	引き続き、出張パック商品の利用を促進する。
4 評価・検証の体制 公正取引委員会に実務担当チームを設置し、四半期に一度、定例会合を開催	官房総務課会計室長をリーダーとする「調達改善実務担当チーム」を設置した。また、6月1日に第1回定例会合を開催し、今年度の取組等に関し意見交換を行った。 なお、10月2日に第2回定例会合を開催し、上半期の取組等を踏まえ、下半期の対応等について検討した。	6 (1)	取組状況について、実務者による検討を行った。	-	-	下半期に開催する定例会合において、競り下げの対象品目等について検討する。
調達改善実務担当チームは、公正取引委員会契約監視委員会に、本計画における問題点の抽出、取組に関する指導、助言等を求める。	5月10日に契約監視委員会を開催し、外部有識者である各委員に対し、本計画の取組内容を説明し了解を得た。また、上半期に取り組むこととしていた共同調達の入札等が終了したことから、6月20日に契約監視委員会を開催し、上半期の取組状況を報告し、上半期の取組に対する指導、助言を求めた。	6 (2)	外部有識者である契約監視委員会の委員に上半期の取組状況を説明し、取組内容の把握及び自己評価・検証への対応確認ができた。	-	○	引き続き、下半期に開催する契約監視委員会において、本計画の取組に対する指導、助言を求める。
公正取引委員会及び調達改善実務担当チームは、上半期及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について、自己評価し、公表する。	上半期における取組の達成状況、今後の改善策等について速やかに自己評価を行い、ホームページで公表する予定である。	6 (4)	-	-	-	上半期における取組の達成状況、今後の改善策等について速やかに自己評価を行い、ホームページで公表する予定である。
5 競り下げの試行 平成25年度からの実施に向け、他府省の事例を参考に検討を開始	第3四半期以降に他府省の実施状況等を踏まえ、対象品目等を検討する。	4 (1)	-	-	-	第3四半期以降に他府省の実施状況等を踏まえ、対象品目等を検討する。

民間有識者等の指摘事項等  
(評価対象期間:平成24年4月1日～9月30日)

会議等名称:公正取引委員会契約監視委員会  
開催日時:平成24年5月10日(木)午後2時

民間有識者等の指摘事項等	指摘事項等に対する対応等
○ 平成24年度公正取引委員会調達改善計画で定めた取組内容を説明し、特段の指導、助言等なく、了解を得た。	○ 契約監視委員会の各委員から、特に指摘事項等はなかった。

会議等名称:公正取引委員会契約監視委員会  
開催日時:平成24年6月20日(木)午後1時55分

民間有識者等の指摘事項等	指摘事項等に対する対応等
○ 上半期に取り組むこととしていた共同調達の入札等が終了したことから、当該取組状況を報告し、特段の指導、助言等なく、上半期の取組について了解を得た。	○ 契約監視委員会の各委員から、特に指摘事項等はなかった。